【これまでの開催実績】

〇平成26年6月の首都直下地震対策に関する合同検討チーム開催以降、次のとおり分科会を開催し、首都直下地震発生時における政府災害対策本部・現地対策本部と都災害対策本部の連携について検討を進めてきたところ。

平成26年7月30日:第1回災害対策本部連携分科会

【内容】・政府と都の本部について情報交換

・両本部の連携のポイントについて意見交換

平成26年12月24日:第2回災害対策本部連携分科会

【内容】・首都直下地震対策に関する合同検討チーム確認事項(素案)の提案

・災害対策本部連携分科会における課題について意見交換

首都直下地震対策に関する合同検討チーム 確認事項 (案)

政府及び東京都は、首都直下地震発生時に政府災害対策本部・現地対策本部と東京都災害対策本部が緊密な連携の下、円滑かつ効率的なオペレーションを行うため、以下の項目について実施する。

- 1. 発災時に政府と都の本部を運営する担当者について、平時から緊密な連携を行えるよう、 クラス毎にそれぞれホットラインの体制を構築する。
- 2. 政府は、東京都庁に現地対策本部を設置することとし、政府及び都による合同会議を開催するなどにより、現地対策本部長及び都災害対策本部長をはじめ両者が連携を密にしてオペレーションを実施する体制を構築する。 なお、庁舎改修に合わせて、都災害対策本部と現地対策本部は同一フロアでオペレーションを行えるようにする。
- 3. 災害応急対策を連携して行うため、両者が保有する情報を積極的に共有できる体制を構築する。
- 4. 今後、両者で合同の訓練等を実施し、不断の見直しを行うことにより、より良い連携体制を 構築する。